

証券コード 4811
2026年3月13日
(電子提供措置の開始日 2026年3月5日)

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社ドリーム・アーツ
代表取締役社長 山 本 孝 昭

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第30回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.dreamarts.co.jp>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、「株主・投資家情報」、「株主総会」を順に選択して、ご確認ください。)

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、銘柄名(ドリーム・アーツ)又はコード(4811)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使方法についてのご案内」に従って、2026年3月27日(金曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時：2026年3月30日（月曜日）午後1時（受付開始 午後0時30分）
2 場 所：東京都目黒区三田一丁目4番1号（恵比寿ガーデンプレイス内）
会 場 名：ウェスティンホテル東京 地下1階「桜」

ご出席の際は、末尾の会場案内図をご参照ください。

3 目的事項 報告事項

1. 第30期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第30期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

（お願い）

当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・連結計算書類の「連結注記表」
- ・計算書類の「個別注記表」

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会終了後、同会場にて事業説明会を開催させていただきますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席されない方



郵送によるご行使

行使期限
2026年3月27日(金曜日)
午後6時00分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



「スマート行使」によるご行使

行使期限
2026年3月27日(金曜日)
午後6時00分まで

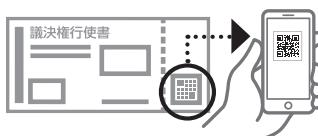
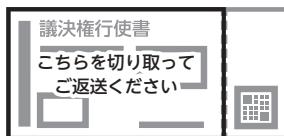
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



インターネットによるご行使

行使期限
2026年3月27日(金曜日)
午後6時00分まで

【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご送信ください。



 議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

※ 同一の株主様の重複行使の取り扱い

- ・書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネットによる方法で複数回、同一の議案について議決権を行使された場合は、行使期限内の最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

株主総会にご出席される方



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

開催日時 2026年3月30日(月曜日)
午後1時(受付開始:午後0時30分)

開催場所 東京都目黒区三田一丁目4番1号
(恵比寿ガーデンプレイス内)
ウェスティンホテル東京 地下1階「桜」

インターネットによる議決権行使のご案内

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法でアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

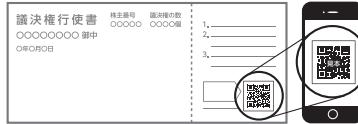
行使期限 2026年3月27日（金曜日）午後6時00分まで

（議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。）

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

「スマート行使」での議決権行使は
1回に限り可能です。

一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご入力いただく必要があります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 ウェブサイトへアクセス
- 2 ログインし、議決権行使コードの入力
- 3 パスワードの入力
- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



- ・株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

※証券口座に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果

当社グループは「協創する喜びにあふれる人と組織と社会の発展に貢献する」という企業理念のもと、先進的なテクノロジーに基づくSaaS（注1）などの提供を通じ、大企業の生産性向上を支援しております。

当連結会計年度における我が国経済は、依然として物価高騰が続き、家計の実質負担が増加するなど厳しい環境にあります。企業収益の底堅さや一部業種の堅調な投資活動などに支えられ、全体としては緩やかな持ち直しの動きが見られました。一方で、国際的な金利・為替動向の不安定化や地政学リスクに伴う資源価格の変動、さらには中国を中心とした団体旅行客の減少によるインバウンド需要の伸び悩みなど、先行きには不透明感が残る状況が続いております。

当社グループが属する国内IT業界におきましては、依然として構造的なIT人材不足が深刻化しており、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する上での大きな障害となっております。独立行政法人情報処理推進機構が2025年6月26日に公開した「DX動向2025」によれば、日本企業の85.1%がDX推進人材の不足を抱えており、欧米と比較しても人材難が際立つ状況にあります。DX加速に向けては、基幹システム（ERPを含む）の刷新、データ活用基盤の整備、業務プロセス全般のデジタル化が不可欠です。しかしながら、多くの企業では依然として外部ITベンダーへの依存度が高く、内製化の遅れにより技術継承やシステム刷新が十分に進まないという課題も浮き彫りになっております。

このような環境のもと、当社グループは「デジタルの民主化」というコンセプトを掲げ、ノーコード開発（注2）ツール「SmartDB®」を成長ドライバーとして事業を推進しております。「SmartDB®」はITの専門知識を持たない現場部門の人材が業務アプリケーションを開発する「市民開発」（注3）のための環境を提供します。そのため、受託開発に比べコストを抑え、迅速な業務デジタル化を実現できます。さらに、他社SaaSとの連携や高度なセキュリティ機能を備えた多彩なオプションを用意しており、ERPフロントシステム（注4）などの高度な領域での導入が進んでおります。これらの対応により、顧客の多様なニーズに応え、アップセル（注5）の強化

を図っております。

さらに、当社グループは社内ポータル（注6）構築ツール「Insuite®」及びチェーンストア特化型情報共有ツール「Shopらん®」を提供しており、「SmartDB®」との連携強化を通じて、ワークフロー・情報共有・ナレッジ管理を統合したデジタルワークプレイス環境の構築を推進しております。これにより、クロスセル（注7）を促進するとともに、顧客の組織全体におけるデジタル活用価値の向上を目指しております。

当連結会計年度におきましては、大企業を中心とした業務デジタル化ニーズの高まりを背景に、「SmartDB®」を擁するクラウド事業が成長を牽引いたしました。新規商談の創出に向けた広告宣伝活動を強化するとともに、既存顧客への利活用支援を通じたアップセル獲得にも注力してまいりました。また、大規模なユーザー会を開催し、顧客企業同士が実践的なDX推進の知見を共有できる場を提供したことで、ノーコード開発による全社的なDX推進や、業務改革の広がりを後押しする結果につながっております。さらに、認定資格制度の本格普及を進め、市民開発者の裾野を拡大し、現場主導の業務デジタル化が推進される環境づくりに努めました。プロダクト開発の面では、「SmartDB®」へのAI技術の組み込みを本格化し、企業・組織の意思決定をサポートする機能の開発を進めてまいりました。あわせて、パフォーマンス向上やオプション機能の拡充を継続し、基盤としての信頼性と利便性の向上を図っております。さらに、オンプレミス（注8）環境で利用中の顧客に対しては、クラウド環境への移行提案を積極的に行い、クラウド事業のさらなる成長につながる案件創出に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,654,084千円（前年同期比12.3%増）、営業利益974,657千円（前年同期比26.0%増）、経常利益1,073,386千円（前年同期比40.0%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、大企業向け賃上げ促進税制に基づく税額控除32,744千円を受け、757,535千円（前年同期比37.4%増）となりました。

<クラウド事業>

1. ホリゾンタルSaaS（注9）

当社グループは、業界業種を問わないホリゾンタルSaaSとして「SmartDB®」及び「Insuite®」を提供しております。

多様化する働き方や労働生産性向上の取り組みを背景に、大企業の業務デジタル化ニーズが高まる一方で、IT人材不足が深刻化しております。こうした状況を踏まえ、当社グループでは、ノーコード開発ツール「SmartDB®」を軸とした積極的なマーケティング活動を展開し、「デジタルの民主化」及び「市民開発」というコンセプトの浸透に努めております。

当連結会計年度におきましては、各種イベントの主催や展示会への出展を通じて「SmartDB®」の販促を強化してまいりました。開発面では、ERPフロントシステムとしての活用や、複雑な業務プロセスのデジタル化を促進するための機能拡張に加え、AI技術を組み込んだ意思決定サポート機能の開発を進めております。また、海外拠点での利用拡大を見据え、多言語対応や国・拠点別に利用範囲を制御できるアクセス制限機能の強化にも取り組み、セキュリティと利便性の両立を意識した開発投資を行ってまいりました。また、社内ポータル構築ツール「Insuite®」については、ビジョンやパーパスの浸透、組織エンゲージメント（注10）の強化、企業カルチャーの刷新といった経営課題を重視する顧客にフォーカスし、提案活動を展開してまいりました。

この結果、当連結会計年度のホリゾンタルSaaSの売上高は、3,503,609千円（前年同期比19.7%増）となりました。また、当連結会計年度末時点のMRR（月額利用料）は319,688千円（前年同期比50,958千円増）、契約企業数は195社（前年同期比34社増）となりました。

2. パーティカルSaaS（注11）

当社グループは、チェーンストア業界に特化したパーティカルSaaSとして「Shopらん®」を提供しております。（販売パートナー企業である（株）ネクスウェイは、「Shopらん®」と同一のサービスを「店舗matic®」（テンポ・マティック）という別ブランドで販売しております。）

チェーンストアを展開する物販・飲食業界は、人手不足による供給制約の問題を抱えており、業務オペレーションの品質向上がこれまで以上に求められています。当社グループが提供する「Shopらん®」は、チェーンストアに特有の課題を解決するために設計されており、本部からの情報伝達、店舗における業務指示の徹底、タイムリーな現場情報の収集、店舗間における成功事例の共有をサポートします。

当連結会計年度におきましては、上半期の大型展示会で獲得したリードへの提案活動に注力してまいりました。開発面では、ユーザーインターフェイスの改善、パフォーマンス向上に向けた基盤強化などを進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度のパーティカルSaaSの売上高は、783,730千円（前年同期比0.1%減）となりました。また、当連結会計年度末時点のMRR（月額利用料）は65,003千円（前年同期比1,308千円減）、契約企業数は170社（前年同期比7社増）となりました。

3. DCR（DX Custom Resolution）

当社グループは、特定顧客の個別要件に基づくシステムを開発し、クラウド基盤上での運用を行いながら継続的な機能拡張を行う開発運用型のサービス「DCR」を提供しております。

当連結会計年度におきましては、提供システムのセキュリティ向上と安定運用に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度のDCRの売上高は、181,448千円（前年同期比0.8%増）となりました。また、当連結会計年度末時点のMRR（月額利用料）は14,814千円（前年同期比136千円減）、契約企業数は3社（前年同期比変動なし）となっております。

以上の結果、当連結会計年度におけるクラウド事業のセグメント売上高は4,468,787千円（前

年同期比14.8%増)、セグメント利益は1,806,533千円（前年同期比20.4%増）となりました。

<オンプレミス事業>

当社グループは、ノーコード開発ツール「SmartDB®」及び社内ポータル構築ツール「Insuite®」のパッケージ・ソフトウェア（注12）ライセンス及びソフトウェアメンテナンスを提供しております。

パッケージ・ソフトウェアはオンプレミス環境での利用を前提としておりますが、現在新規の利用はSaaSに限定しております。そのため、当該事業の売上は、SaaS提供開始以前の既存顧客にのみ基づいております。

当連結会計年度におきましては、一部の顧客からライセンス受注があったものの、クラウド環境への移行などに伴いソフトウェアメンテナンスの解約が進みました。

以上の結果、当連結会計年度におけるオンプレミス事業のセグメント売上高は525,032千円（前年同期比6.0%減）、セグメント利益は235,860千円（前年同期比3.0%増）となりました。

<プロフェッショナルサービス事業>

当社グループは、SaaSプロダクト及びDCR (DX Custom Resolution) サービス、並びにパッケージライセンスの活用促進を図るため、導入・利活用コンサルティングや、プラグインソフトウェア（注13）開発などのプロフェッショナルサービスを提供しております。

当連結会計年度においては、「SmartDB®」の導入支援プロジェクトに加え、DCRの機能拡張や、既存顧客向けプラグインソフトウェアの改修など、多様な開発・支援サービスプロジェクトを受注いたしました。また、オンプレミス環境で利用中の顧客に対しては、クラウド基盤への移行プロジェクトを推進し、利用環境の刷新と、将来的なクラウド活用の拡大につながる取り組みを強化しております。

以上の結果、当連結会計年度におけるプロフェッショナルサービス事業のセグメント売上高は660,263千円（前年同期比13.0%増）、セグメント利益は115,168千円（前年同期比114.5%増）となりました。

(注1) SaaS (Software as a Service)

「Software as a Service」の略称。クラウド上に構築されたソフトウェア・アプリケーションをインターネット経由で利用するサービス。従来のようにパッケージ・ソフトウェアを購入し、ハードウェアにインストールするなどの必要はなく、インターネットでアクセスするだけで利用できる仕組み。

(注2) ノーコード開発

アプリケーション開発に必須であったプログラミング言語によるソースコードをパーツとしてビジュアル化し、欲しいパーツを直感的に配置していくことで開発することができるツールを利用した開発のこと。

(注3) 市民開発

プログラミングなしにアプリケーションを開発することができるツールの導入を前提とし、ITの専門知識がない現場部門の従業員が主導して業務デジタル化を推進する開発スタイルのこと。当該スタイルで開発する従業員を市民開発者（シチズンディベロッパー）という。

(注4) ERPフロントシステム

ERPなどの基幹系システムのフロントに位置し、基幹系システムと密接なデータ連携を必要とする経理・財務・人事・給与・法務などの周辺システムのこと。主に現場社員が利用し、ERPパッケージの標準機能だけではカバーしきれない周辺業務、例えば見積作成、経費精算、各種申請業務などを担う。

(注5) アップセル

現在利用中のプロダクト（またはサービス）において、より多くの人数・業務で利用してもらい、もしくはより高いグレードのプロダクト（またはサービスへ）への移行を促す営業手法のこと。

(注6) 社内ポータル

自社内に散在する情報を集約し、アクセスを容易にするための入口として構築されたWebサイトのこと。情報共有によるコミュニケーションの活性化を図るほか、社内で使われている各種アプリケーションを統合する機能を持ち、業務効率化を促進するためにも使われる。

(注7) クロスセル

現在利用中のプロダクト（またはサービス）に関連させて他のプロダクトの導入を促す営業手法のこと。

(注8) オンプレミス (on-premises)

プレミス (premise) は「構内」「店内」などの意味。サーバーやソフトウェアなどの情報システムを、使用者が管理している施設内に設置して運用すること。

(注9) ホリゾンタルSaaS (Horizontal SaaS)

業界を問わず特定の部門や機能に特化したSaaSのこと。企業組織に共通する業務課題を解決するために利用される。

(注10) 組織エンゲージメント

会社組織と従業員の間で互いに信頼関係があり、きずなを感じている状態またはその指標。企業理念が従業員に浸透しており、事業計画などの目標や方向性に共感していることが重要となる。

(注11) パーティカルSaaS (Vertical SaaS)

特定の業界に特化したSaaSのこと。業界特有の業務課題を解決するために利用される。

(注12) パッケージ・ソフトウェア

既製品として販売されているソフトウェア製品。または、物理的な記憶媒体に記録され、箱などに梱包されて販売されるソフトウェア製品。

(注13) プラグインソフトウェア (plug-in software)

あるアプリケーションソフトウェアの機能を拡張するソフトウェアを指す。個別に追加してバージョンアップが可能で、不要になればアプリケーションに影響を与えることなく削除できる。

2 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は276,094千円であり、主なものは自社利用ソフトウェアの開発費であります。

3 資金調達等についての状況

当事業年度中において、重要な資金調達は行っておりません。

4 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第27期 (2022年12月期)	第28期 (2023年12月期)	第29期 (2024年12月期)	第30期 (2025年12月期) 当連結会計年度
売 上 高 (千円)	3,670,307	4,440,056	5,033,855	5,654,084
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	127,126	424,290	551,343	757,535
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	11.60	38.31	47.47	65.22
総 資 産 (千円)	2,427,833	3,948,996	4,729,602	5,311,986
純 資 産 (千円)	853,920	1,822,681	2,308,482	2,916,247
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	77.94	156.92	198.76	251.09

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 2023年5月31日付けで普通株式1株につき普通株式200株、2026年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

(参考) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第27期 (2022年12月期)	第28期 (2023年12月期)	第29期 (2024年12月期)	第30期 (2025年12月期) 当事業年度
売 上 高 (千円)	3,670,307	4,440,056	5,033,855	5,654,084
当 期 純 利 益 (千円)	123,472	411,578	548,469	771,393
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	11.27	37.16	47.22	66.41
総 資 産 (千円)	2,358,496	3,841,074	4,601,929	5,188,141
純 資 産 (千円)	791,931	1,741,779	2,212,396	2,828,743
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	72.29	149.96	190.48	243.56

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 2023年5月31日付けで普通株式1株につき普通株式200株、2026年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

5 対処すべき課題

当社グループが持続的な成長を実現するためには、下記の課題に対処する必要性があります。

(1) 優秀な人材の確保と育成

当社グループの成長には、優秀な人材の確保と育成が欠かせません。新卒採用を軸としながらも、プロダクト開発、サービス運用、カスタマーサクセス、フィールドセールス、マーケティングなどの職種において、積極的な採用活動を進めてまいります。また、教育研修・評価制度の充実などを通じ、既存社員の能力向上にも努めてまいります。

(2) 製品競争力の向上

当社グループの成長には、提供価値の中核をなすクラウドサービスの競争力が欠かせません。定期的な開発プロセスの見直しや、子会社・業務委託先の有効活用を通じ、開発スピード及び品質の向上を図ってまいります。また、当社グループのクラウドサービスは大企業をターゲットとしているため、安定稼働の確保に止まらず、大規模利用に耐えうるパフォーマンスの向上や機能拡張が必要となります。さらには、顧客社内で自律的に利用が拡大するような機能の開発も求められます。今後も積極的な開発投資を継続し、製品競争力を向上させることで収益機会の拡大に努めてまいります。

(3) 当社グループ及び導入事例、活用実績の認知度の向上

当社グループの成長には、対象市場における認知度向上が不可欠です。とりわけ、当社グループが有する豊富な業務デジタル化事例や、経営改革・業務改革の成功事例を積極的に訴求することが重要であり、顧客の「協創パートナー」として第一に選択いただける存在となるようコーポレートブランドの確立を目指してまいります。また、当社グループが提供する各種クラウドサービスについても、デジタルマーケティングやイベント出展など、積極的なプロモーション活動を通じ、認知度の向上を図ってまいります。

(4) 仕組み・仕掛けの整備

当社グループの製品・サービスをより多くの顧客に提供するためには、「仕組み・仕掛け」の整備が重要となります。例えば、より多くの業務デジタル化人材を創出するためのSmartDB®資格認定制度や、高度なシステム要件に対応するためのAPI及びSDK (Software Development Kit) の整備、顧客同士の情報交換を活性化するためのコミュニティ形成、また、購入しやすく投資対効果を検討しやすい価格・ライセンス体系の整備などを進めるとともに、組織運営における業務オペレーションにおいても、「仕組み・仕掛け」化を推進することにより、業務品質を保ちつつ生産性を高め、人的資源の投入量に依存しない形での収益向上を目指してまいります。

(5) 戦略パートナーの拡大

当社グループの主力サービスであるSmartDB®の本格的な普及にあたっては、戦略パートナーの拡大が必要となります。人材派遣業やクラウドワーカー、システムインテグレーター、事業会社、コンサルティング企業など、様々な企業で構成されたパートナー制度を確立し、多様なニーズに合致した付加価値の提供を可能とすることを目指してまいります。

(6) 顧客コミュニティの形成

顧客基盤をより強固なものとするため、自社企画のイベントなどを通じ、顧客コミュニティを活性化していくことが必要となります。顧客が持つ業務デジタル化ノウハウを顧客同士で共有できるコミュニケーション基盤を構築し、優良な顧客コミュニティを形成してまいります。

(7) 新サービスの開発

SmartDB®で拡充した顧客基盤に対して、より多面的な付加価値提供を行うためには、新サービスの開発が必要となります。特定顧客向け開発運用一体型クラウドサービスDCR (DX Custom Resolution) の提供を通じて探索した市場・顧客ニーズに基づき、SaaSラインナップの拡充を推進してまいります。

(8) 情報管理体制の強化

当社グループが提供するサービスでは、秘密情報や個人情報を始めとする顧客の重要情報を取り扱っており、これらの情報管理は重要課題と位置付けております。当社グループでは個人情報保護方針等の社内規程の整備及び運用の徹底、ISMS認証に基づく業務オペレーションの確立及び運用、社内研修の実施等に加え、新たに包括的なセキュリティの原理・原則である「ドリーム・

「アーツセキュリティ憲章」の制定や社長直轄の統括組織として「セキュリティ委員会」を設置してサービスの安定性・信頼性向上に取り組んでまいりました。今後もセキュリティのレベルアップを図るべく、当社グループ全体で一層の情報管理体制の強化を進めてまいります。

（９）財務基盤の強化

当社グループは、クラウドサービスの開発および顧客基盤拡充を重視しており、今後も積極的に投資を行っていく方針であるため、財務基盤の強化が必要となります。直接金融、間接金融を活用し、資本市場とのコミュニケーションを深め、事業展開に見合った財務基盤の強化を図ってまいります。

6 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

事業区分	事業内容
クラウド事業	大企業向けノーコード開発ツール「SmartDB®」の提供 大企業向け社内ポータル構築ツール「InsuiteX®」の提供 チェーンストア特化型情報共有ツール「Shopらん®」の提供 特定顧客向けクラウド（DCR）運用サービスの提供
オンプレミス事業	オンプレミス環境で利用する自社開発ソフトウェアのライセンス及びメンテナンスの販売
プロフェッショナルサービス事業	各種SaaSプロダクトの導入コンサルティング・活用促進サービス 特定顧客向けクラウド（DCR）の新規開発及び拡張開発 パッケージライセンス用プラグインソフトウェアの改修及び追加開発 オンプレミス環境からのSaaS移行サービス その他の役務提供サービス

7 主要な事業所（2025年12月31日現在）

当 社	本社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
	広島本社	広島県広島市中区大手町一丁目2番1号
	那覇オフィス	沖縄県那覇市前島三丁目25番1号
	石垣オフィス	沖縄県石垣市字登野城9番地4
子会社	夢創情報（大連）有限公司	中国遼寧省大連市軟件園東路23号 15#楼302-B1

8 従業員の状況（2025年12月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
293名	21名増加

(注) 従業員数は就業人員（正社員及び契約社員）であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員）は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
258名	23名増加	36.7歳	8.4年

(注) 従業員数は就業人員（正社員及び契約社員）であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員）は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

9 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
夢創情報（大連）有限公司	50,000千円	100%	ソフトウェア製品の開発、及び付帯サービス

II 会社の株式に関する事項

1 株式の状況（2025年12月31日現在）

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 15,200,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 4,054,600株（自己株式100,550株を含む） |
| (3) 株主数 | 1,060名 |

2 大株主（上位10位）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
山本孝昭	661,000	16.71
芸夢YAMAMOTO株式会社	649,400	16.42
芸夢前川株式会社	279,400	7.06
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	244,600	6.18
牧山公彦	202,400	5.11
JP MORGAN CHASE BANK 380802	199,800	5.05
金井正義	188,000	4.75
前川賢治	185,400	4.68
株式会社ブイ・シー・エヌ	150,000	3.79
INTERACTIVE BROKERS LLC	149,100	3.77

- (注) 1. 当社は自己株式を100,550株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には従業員向け株式交付信託の導入に際して設定した、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式82,700株を含んでおりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

- 1 当事業年度の末日において取締役及び監査役が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- 2 当事業年度中において従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の状況（2025年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山本 孝昭	代表取締役社長	芸夢YAMAMOTO株式会社 代表取締役社長 夢創情報（大連）有限公司 董事長
牧山 公彦	取締役経営管理本部長	夢創情報（大連）有限公司 監事
吉村 厚司	取締役社長室長	
前川 賢治	取締役CWO	芸夢前川株式会社 代表取締役社長 夢創情報（大連）有限公司 董事
石田 健亮	取締役CTO/サービス&プロダクト開発本部長	
遠藤 功	取締役	株式会社シナ・コーポレーション 代表取締役社長 SOMPOホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社ネクステージ 社外取締役 株式会社田中貴金属グループ 社外取締役 株式会社マザーハウス 社外取締役 一般社団法人静岡県ラグビーフットボール協会 理事
金山 藍子	取締役	三浦法律事務所 パートナー弁護士 株式会社デジタルリフト 社外取締役 フォルクスワーゲングループジャパン株式会社 社外監査役 アドバンス・レジデンス投資法人 監督役員 学校法人北里研究所 常任監事
宮入 正幸	常勤監査役	
金井 正義	監査役	金井公認会計士事務所 所長 株式会社Thermalytica 社外監査役
岡部 真弓	監査役	半蔵門総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 遠藤功氏及び金山藍子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 宮入正幸氏及び岡部真弓氏は、会社法第2条第16号及び同第335条第3項に定める社外監査役であります。
3. 監査役である宮入正幸氏及び金井正義氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役 遠藤功氏、金山藍子氏、社外監査役 宮入正幸氏及び岡部真弓氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 金山藍子氏の戸籍上の氏名は、玉村藍子であります。
6. 岡部真弓氏の戸籍上の氏名は、木村真弓であります。

2 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

(1) 取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

区 分	支 給 額	員 数
取 締 役 (うち社外取締役)	178,600千円 (13,100千円)	7名 (2名)
監 査 役 (うち社外監査役)	20,160千円 (15,960千円)	3名 (2名)

- (注) 1. 取締役の報酬の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2005年6月21日開催の第9期定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております、当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2005年6月21日開催の第9期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております、当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

(2) 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針にかかる事項

当社は、取締役の報酬について、中長期的な業績の向上及び企業価値の向上等に資する報酬体系とすることを基本方針としております。取締役の報酬総額については、株主総会で決議された範囲内において適正な水準を確保しており、個々の取締役の報酬額の決定にあたっては、代表取締役社長が各取締役に求められる職責及び能力等を総合的に勘案のうえ報酬案を作成し、取締役会の諮問機関として設置した任意の報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において審議・決定しております。

なお、取締役の個人別の報酬は固定報酬のみとしております。

また、各監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。

取締役会及び監査役会は、当事業年度に係る取締役及び監査役の個人別報酬等について、その決定方法及び内容が取締役会及び監査役会で決議された決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

3 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

4 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用などを補償することとしています。なお、保険料については当社が全額を負担しています。

当社は、被保険者の故意又は重大な過失に起因して生じた損害等は補償対象外とすることにより役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

5 社外役員に関する事項

（1）重要な兼職先と当社との関係

社外取締役である遠藤功氏は株式会社シナ・コーポレーション代表取締役社長、SOMPOホールディングス株式会社社外取締役、株式会社ネクステージ社外取締役、株式会社田中貴金属グループ社外取締役、株式会社マザーハウス社外取締役、一般社団法人静岡県ラグビーフットボール協会理事であります。当社と各兼職先との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役である金山藍子氏は三浦法律事務所パートナー弁護士、株式会社デジタルフト社外取締役、フォルクスワーゲングループジャパン株式会社社外監査役、アドバンス・レジデンス投資法人監督役員、学校法人北里研究所常任監事であります。当社と各兼職先との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役である岡部真弓氏は半蔵門総合法律事務所弁護士であります。当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

(2) 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

① 社外取締役の取締役会への出席の状況並びに発言の状況

氏名	出席の状況 (出席回数)	主な活動状況等
遠藤 功	取締役会 14回	企業経営、事業戦略、業務オペレーションに関する豊富な経験と高い知見を有されております。当社の経営状況を俯瞰し、成長戦略の推進、次世代人材開発など多岐にわたる分野でバランスの取れた有益な助言・提言を行うことで、社外取締役として適切な役割を果たしております。
金山 藍子	取締役会 14回	法務・リスクマネジメントに関する豊富な経験と高い知見を有されております。当社の企業経営、事業運営におけるリスクマネジメントにおいて有益な助言・提言を行うことで、社外取締役として適切な役割を果たしております。

② 社外監査役の取締役会及び監査役会への出席の状況並びに発言の状況

氏名	出席の状況 (出席回数)	主な活動状況
宮入 正幸	取締役会 14回	会計・財務、コーポレートガバナンスに関する豊富な経験と知見を有されております。当社の財務会計、ガバナンス及びリスクマネジメント面での意見具申、有益な助言・提言を行うことで、社外監査役として適切な役割を果たしております。
	監査役会 17回	
岡部 真弓	取締役会 14回	法務・リスクマネジメントに関する豊富な経験と高い知見を有されております。当社の企業経営、事業運営におけるリスクマネジメントにおいて意見具申、有益な助言・提言を行うことで、社外監査役として適切な役割を果たしております。
	監査役会 17回	

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は14回、監査役会の開催回数は17回であります。

(3) 社外役員の報酬等の総額

区分	報酬等の額	員数
社外役員の報酬等の総額等	29,060千円	4人

V 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| (1) 公認会計士法第2条第1項の監査証明業務にかかる報酬等の額 | 34,500千円 |
| (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に係る監査報酬の額を区分しておりませんので、(1)の金額には金融商品取引法に基づく監査に係る監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

3 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

1 業務の適正を確保するための体制の整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正性を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「企業倫理規程」「リスク管理及びコンプライアンス規程」等の社内規程に基づき、コンプライアンス・ルールの周知徹底、実効管理を図るとともに、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置して、役職員が法令・定款に違反する行為を未然に防止するためのコンプライアンス体制を構築する。
- ② 「内部監査規程」に基づき、内部監査室は内部監査を計画的に実施し、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
- ③ 「内部通報に関する管理規程」に基づき、役職員がコンプライアンス上不適切な行為を知り得た際に直接情報提供を行う手段として通報窓口を設置・運営する。会社は、情報提供内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理及びコンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス、品質、情報セキュリティ、損益等の主なリスクに対応するための適正な管理体制を整備する。
- ② 「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、予測されるリスクを事前に防止するとともに、各種リスク情報の分析と対応策の検討・指示を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に係る重要事項について迅速に意思決定を行い、職務執行を監督する。
- ②経営管理機能と業務執行機能の分離・強化を推進するため、「執行役員制度」を採用し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ③業務執行における重要事項の審議及びリスク管理を行うため、「本部長会議」を設置し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ④業務執行に関しては、「職務権限規程」等の社内規程に基づき、その責任と執行手続きを定め効率的に行う。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、子会社における経営の重要事項につき当社の承認・報告を要する旨を定め、効率的かつ適正な業務執行を確保するとともに、コンプライアンスの推進及び各種リスクの適正な管理を行う。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その員数及び求められる資質について協議のうえ当該人員を配置する。
- ②当該使用人の監査業務の遂行にあたっては、監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの独立性を確保する。
- ③当該使用人の選任及び異動等人事に関する事項については、監査役の承認を得るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制及びその報告をした者が当該報告を理由として不利な扱いを受けないための体制

- ① 監査役は取締役会に出席し、重要な意思決定、リスク管理やコンプライアンスの状況を把握する。
- ② 常勤監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、「本部長会議」、「リスク・コンプライアンス委員会」及びその他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から必要な報告を受け、「監査役会」にて共有する。
- ③ 取締役及び使用人は、監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合や、会社に損害を及ぼすもしくはその恐れがある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- ④ 当社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除きこれに応じる。

(9) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、本部長会議などの重要な会議に参加するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人、内部監査室長にその説明を求めるとする。また、監査役と代表取締役社長、内部監査室、会計監査人それぞれとの間で定期的な意見交換を行う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

「反社会的勢力排除規程」等の社内規程に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断することを基本方針とし、全ての役職員、取引先、株主等について、取引開始前だけでなく取引開始後も定期的な調査を行う。役職員は、取引先等が反社会的勢力等であると思われる場合は速やかに所属部門長及び経営管理本部へ報告する。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

- (1)取締役会を14回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等、経営に関する重要事実を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- (2)監査役会を17回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- (3)リスク・コンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、内部通報実績の報告や子会社を含む各部署から抽出されたリスク・コンプライアンスに関する課題について協議を行い必要な改善策を実施しました。また年間を通してインサイダー取引・ハラスメントをはじめとする各種社内研修を実施し、全役職員が法令等を遵守した行動を取るべくコンプライアンスの実効性向上に努めました。
- (4)包括的なセキュリティの原理・原則であるドリーム・アーツセキュリティ憲章の制定や社長直轄の統括組織としてセキュリティ委員会の設置を行い、組織全体でセキュリティの重要性を理解し、健全なセキュリティ文化を育み企業価値と社会的信頼の向上に向けた取り組みを実施いたしました。

Ⅶ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題と位置付けております。将来の成長投資及び経営体制の強化に必要な内部留保を確保しつつ、年1回の期末配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の経営環境、将来の成長投資等を総合的に判断し、1株あたり60円00銭といたします。

なお、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等に係る決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

(注) 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は当該株式分割前の株式数を基準としております。

【参考】

2026年2月12日開催の取締役会において、2026年12月期より適用する新たな配当方針を策定し公表いたしました。具体的には下記のとおりです。

(配当方針の変更理由)

当社グループは2026年12月期を初年度とする中期経営計画を策定し、計画達成への取り組みを開始しております。同計画では、人的資本の拡充、認知度の向上、製品競争力の強化を目的とした成長投資を計画しておりますが、現在の配当方針を維持した場合、業績の変動により配当金額が影響を受ける可能性があります。このため、一時的な変動の影響を抑え、株主への安定的な配当を維持することを目的として、累進配当方針を採用することといたしました。

(変更後)

当社グループは、株主への利益還元を重要な経営課題と位置付けており、将来の成長投資及び経営体制の強化に必要な内部留保を確保しつつ、配当性向30%を目安とした累進配当を導入し、前年実績の水準に対して維持もしくは増配を行うことを基本方針としております。

詳細につきましては、2026年2月12日公表の「剰余金の配当（増配）および配当方針の変更（累進配当）に関するお知らせ」をご参照ください。

Ⅷ その他企業集団の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	4,526,736	【流動負債】	2,211,195
現金及び預金	4,142,722	買掛金	84,584
売掛金	206,683	未払法人税等	246,287
契約資産	17,398	契約負債	1,401,115
仕掛品	1,316	賞与引当金	177,403
前払費用	139,670	受注損失引当金	420
その他	18,944	その他	301,384
【固定資産】	785,250	【固定負債】	184,543
有形固定資産	134,470	株式報酬引当金	79,718
建物	82,107	資産除去債務	104,824
工具、器具及び備品	52,363	負債合計	2,395,738
無形固定資産	327,869	(純資産の部)	
ソフトウェア	327,849	【株主資本】	2,874,914
商標権	20	資本金	569,192
投資その他の資産	322,910	資本剰余金	584,251
敷金及び保証金	171,733	利益剰余金	2,066,828
保険積立金	4,530	自己株式	△345,357
繰延税金資産	145,947	【その他の包括利益累計額】	41,332
その他	698	為替換算調整勘定	41,332
		純資産合計	2,916,247
資産合計	5,311,986	負債・純資産合計	5,311,986

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,654,084
売上原価		2,121,686
売上総利益		3,532,397
販売費及び一般管理費		2,557,739
営業利益		974,657
営業外収益		
受取利息	7,919	
助成金収入	2,413	
保険解約返戻金	96,809	
その他	113	107,255
営業外費用		
支払利息	350	
支払手数料	595	
為替差損	7,328	
その他	252	8,527
経常利益		1,073,386
税金等調整前当期純利益		1,073,386
法人税、住民税及び事業税	333,193	
法人税等調整額	△17,342	315,850
当期純利益		757,535
親会社株主に帰属する当期純利益		757,535

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	569,192	269,192	1,464,149	△30,131	2,272,402
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△154,856		△154,856
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			757,535		757,535
自 己 株 式 の 取 得				△328,899	△328,899
自 己 株 式 の 処 分		315,059		13,672	328,732
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	315,059	602,679	△315,226	602,512
当 期 末 残 高	569,192	584,251	2,066,828	△345,357	2,874,914

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為 替 換 算 勘 定 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	36,056	36,056	22	2,308,482
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△154,856
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				757,535
自 己 株 式 の 取 得				△328,899
自 己 株 式 の 処 分				328,732
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	5,276	5,276	△22	5,253
連結会計年度中の変動額合計	5,276	5,276	△22	607,765
当 期 末 残 高	41,332	41,332	-	2,916,247

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

夢創情報（大連）有限公司

2. 連結持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日が、連結決算日と異なる会社はありません。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切り下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8～50年

器具備品 4～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約のうち、将来の損失発生が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積もることが可能なものについては、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

株式報酬引当金

従業員向け株式交付信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(4)重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業は、クラウドサービスやオンプレミスのパッケージソフトウェア販売並びにソフトウェアメンテナンス、ソフトウェアの受託開発等のサービス提供を行っております。当社の事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(クラウド事業)

「ホリゾンタルSaaS (SmartDB®、InsuiteX®)」、「パーティカルSaaS (Shopらん®)」、「DCR」で構成されております。課金体系は顧客から月額利用料を受領するサブスクリプション型収入であり、当該取引により顧客との契約から生じる収益は、顧客との契約期間にわたり履行義務が充足されるものと判断し、サービスの提供期間にわたり収益を認識しております。

(オンプレミス事業)

「SmartDB®」及び「INSUITE®」のパッケージソフトウェアの販売は、履行義務が充足される顧客による検収が完了した時点で、収益を認識しております。

また、ソフトウェアメンテナンスの保守サービスは、顧客との契約期間にわたり履行義務が充足されるものと判断し、サービスの契約期間にわたり収益を認識しております。

(プロフェッショナルサービス事業)

クラウド事業及びオンプレミス事業の各種サービスを提供する際に発生するソフトウェアの受託開発等を行っております。

顧客との契約のうち、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間が短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算定しております。

契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を、当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類への影響はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

財又はサービスの種類別の売上	当連結会計年度
クラウド事業	
ホリゾンタルSaaS (SmartDB®、InsuiteX®)	3,503,609
パーティカルSaaS (Shopらん®)	783,730
DCR	181,448
オンプレミス事業	
パッケージソフトウェア	46,622
ソフトウェアメンテナンス	478,410
プロフェッショナルサービス事業	660,263
顧客との契約から生じる収益	5,654,084
外部顧客への売上高	5,654,084

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)の「4. 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり履行義務が充足され、認識した収益に係る未請求の部分に対する当社の権利に係るものであります。

契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権へ振替えられます。当該サービス提供に対する対価は、契約条件に従い、顧客に請求し回収しております。

契約負債は、顧客との契約について契約条件に基づき顧客から対価を受け取っているものの履行義務を充足していない残高で、前受収益に関するものであります。当該契約負債は収益の認識に伴って取り崩されます。

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権	190,001	206,683
契約資産	59,368	17,398
契約負債	1,273,053	1,401,115

当連結会計年度において認識した収益のうち、当期首の契約負債残高に含まれていたものは、1,196,038千円であります。なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から当連結会計年度に認識した収益はありません。

当連結会計年度の契約資産残高の重要な変動は、期末時点での仕掛中案件の増加によるものであり、契約負債残高の重要な変動は、主にクラウド事業売上の増加に伴う前受収益の増加によるものです。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は、87,542千円であります。当該未履行の履行義務残高については、概ね3年以内に収益を認識する予定であります。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予測される契約期間が1年内の契約については注記の対象に含めておりません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物	△153,944千円
工具、器具及び備品	△154,214千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式数

普通株式	4,054,600株
------	------------

2. 当連結会計年度末における自己株式数

普通株式	183,250株
------	----------

(注) 当連結会計年度の自己株式数には、従業員向け株式交付信託の導入に際して設定した、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式82,700株を含んでおります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年2月25日 取締役会	普通株式	154,856千円	40円00銭	2024年12月31日	2025年3月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年2月12日 取締役会	普通株式	237,243千円	60円00銭	2025年12月31日	2026年3月31日

(注) 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は当該株式分割前の株式数を基準としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金調達については主として銀行等からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社の与信管理規程に基づき取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握によりリスク軽減を図っております。

敷金及び保証金は、本社や事業所等の賃借に伴い預託したものであり、差入先の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金についても差入先の状況をモニタリングし、財政状況の悪化等による回収懸念を早期に把握する体制をとっております。

買掛金及び未払法人税等は1年以内の支払期日となっており、経営管理本部経理グループが管理する体制をとっております。営業債務である買掛金は、流動性リスクや為替変動リスクに晒されておりますが、流動性リスクについては、月次での資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

また、為替変動リスクについては損失を最小限に抑えるため、為替の変動及び投資先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷 金 及 び 保 証 金	171,733	162,696	△9,037
資 産 計	171,733	162,696	△9,037

（注）1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

（注）2. 金銭債権のある決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区 分	1 年 内	1 年 超 5 年 内	5 年 超 10 年 内
現 金 及 び 預 金	4,142,722	—	—
売 掛 金	206,683	—	—
敷 金 及 び 保 証 金	126,122	—	45,611
合 計	4,475,528	—	45,611

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
敷 金 及 び 保 証 金	－	162,696	－	162,696
資 産 計	－	162,696	－	162,696

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、信用リスクが僅少であるため、返還予定額を資産除去債務の見積期間に対応する国債の利回りに基づく利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	251円09銭
2. 1株当たり当期純利益	65円22銭

- (注) 1. 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。
2. 当連結会計年度より、従業員向け株式報酬制度を導入しており、信託に残存する自社の株式は、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(重要な後発事象に関する注記)

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2025年11月14日開催の取締役会決議に基づき、当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図るため、次の株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の割合及び時期：2026年1月1日付をもって2025年12月31日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2025年12月30日）の株主名簿に記録された株主の所有株式数を1株につき3株の割合をもって分割します。
2. 分割により増加する株式数 普通株式8,109,200株
3. 1株当たり情報に及ぼす影響
1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報に関する注記)に反映されております。

4. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 1 月 1 日をもって当社定款第 6 条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 15,200,000 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 45,600,000 株とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日：2026年 1 月 1 日

5. その他

(1) 配当について

今回の株式分割は、2026 年 1 月 1 日を効力発生日としていますので、2025 年 12 月 31 日を基準日とする 2025 年 12 月期の期末配当金については、株式分割前の普通株式数を基準に実施いたします。

(2) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	4,357,403	【流動負債】	2,177,345
現金及び預金	3,976,957	買掛金	84,584
売掛金	206,683	受注損失引当金	420
契約資産	17,398	未払金	90,032
仕掛品	1,316	未払費用	48,615
前払費用	136,490	未払法人税等	246,287
その他	18,556	未払消費税等	87,161
【固定資産】	830,738	預り金	41,487
有形固定資産	121,270	契約負債	1,401,115
建物	80,411	賞与引当金	177,403
器具備品	40,858	その他	236
無形固定資産	343,703	【固定負債】	182,052
ソフトウェア	343,683	株式報酬引当金	79,718
商標	20	資産除去債務	102,334
投資その他の資産	365,763	負債合計	2,359,398
関係会社出資金	50,000	(純資産の部)	
差入保証金	168,906	【株主資本】	2,828,743
保険積立金	4,530	資本金	569,192
繰延税金資産	141,988	資本剰余金	584,251
その他	338	資本準備金	269,192
		その他資本剰余金	315,059
		利益剰余金	2,020,658
		その他利益剰余金	2,020,658
		繰越利益剰余金	2,020,658
		自己株式	△345,357
		純資産合計	2,828,743
資産合計	5,188,141	負債・純資産合計	5,188,141

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,654,084
売 上 原 価		2,172,038
売 上 総 利 益		3,482,045
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,496,697
営 業 利 益		985,347
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,835	
保 険 解 約 返 戻 金	96,809	
そ の 他	113	104,757
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	595	
社 債 利 息	350	
為 替 差 損	7,328	
そ の 他	252	8,527
経 常 利 益		1,081,578
税 引 前 当 期 純 利 益		1,081,578
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	333,223	
法 人 税 等 調 整 額	△23,038	310,184
当 期 純 利 益		771,393

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	569,192	269,192	-	269,192	1,404,120	1,404,120
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△154,856	△154,856
当期純利益					771,393	771,393
自己株式の取得						-
自己株式の処分			315,059	315,059		-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						-
事業年度中の変動額合計	-	-	315,059	315,059	616,537	616,537
当 期 末 残 高	569,192	269,192	315,059	584,251	2,020,658	2,020,658

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△30,131	2,212,373	22	2,212,396
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△154,856		△154,856
当期純利益		771,393		771,393
自己株式の取得	△328,899	△328,899		△328,899
自己株式の処分	13,672	328,732		328,732
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		-	△22	△22
事業年度中の変動額合計	△315,226	616,370	△22	616,347
当 期 末 残 高	△345,357	2,828,743	-	2,828,743

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8～50年

器具備品 4～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約のうち、将来の損失発生が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積もることが可能なものについては、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

株式報酬引当金

従業員向け株式交付信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業は、クラウドサービスやオンプレミスのパッケージソフトウェア販売並びにソフトウェアメンテナンス、ソフトウェアの受託開発等のサービス提供を行っております。当社の事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（クラウド事業）

「ホリゾンタルSaaS (SmartDB®、InsuiteX®)」、「パーティカルSaaS (Shopらん®)」、「DCR」で構成されております。課金体系は顧客から月額利用料を受領するサブスクリプション型収入であり、当該取引により顧客との契約から生じる収益は、顧客との契約期間にわたり履行義務が充足されるものと判断し、サービスの提供期間にわたり収益を認識しております。

(オンプレミス事業)

「SmartDB®」及び「INSUITE®」のパッケージソフトウェアの販売は、履行義務が充足される顧客による検収が完了した時点で、収益を認識しております。

また、ソフトウェアメンテナンスの保守サービスは、顧客との契約期間にわたり履行義務が充足されるものと判断し、サービスの契約期間にわたり収益を認識しております。

(プロフェッショナルサービス事業)

クラウド事業及びオンプレミス事業の各種サービスを提供する際に発生するソフトウェアの受託開発等を行っております。

顧客との契約のうち、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間が短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算定しております。

契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日)を、当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	150,157千円
器具備品	127,282千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
外注費等	302,343千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式数	
普通株式	4,054,600株
2. 当事業年度末における自己株式数	
普通株式	183,250株

(注) 1. 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は当該株式分割前の株式数を基準としております。

2. 当事業年度の自己株式数には、従業員向け株式交付信託の導入に際して設定した、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式82,700株を含んでおります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		(単位：千円)
賞与引当金		54,320
株式報酬引当金		25,127
未払費用		9,279
一括償却資産		8,174
資産除去債務		32,255
減価償却超過額		57,785
その他		2,039
繰延税金資産 小計		188,983
評価性引当額		△32,498
繰延税金資産 合計		156,484
繰延税金負債		
資産除去債務		14,496
繰延税金負債 合計		14,496
繰延税金資産の純額		141,988

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	夢創情報(大連)有限公司	所有 直接 100.0%	当社製品の開発等 役員の兼任	当社製品の開発・テスト・サポート業務	302,343	業務委託手数料	—

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 価格等は、一般条件によっております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	243円56銭
2. 1株当たり当期純利益	66円41銭

- (注) 1. 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。
2. 当事業年度より、従業員向け株式報酬制度を導入しており、信託に残存する自社の株式は、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(重要な後発事象に関する注記)

「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」の内容と同一のため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

株式会社ドリーム・アーツ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷 大二郎
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 勇一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ドリーム・アーツの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ドリーム・アーツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

株式会社ドリーム・アーツ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷 大二郎
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 勇一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ドリーム・アーツの2025年1月1日から2025年12月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月24日

株式会社ドリーム・アーツ 監査役会

常勤監査役	宮 入 正 幸	印
監 査 役	金 井 正 義	印
監 査 役	岡 部 真 弓	印
	(木 村 真 弓)	

(注) 常勤監査役宮入正幸及び監査役岡部真弓は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

本株主総会の終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役を2名増員して取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	やま もと たか あき 山本孝昭 (1965年2月12日生)	1988年4月 株式会社アシスト入社 1993年10月 インテル株式会社入社 1996年12月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2007年8月 夢創情報（大連）有限公司 董事長（現任） 2012年1月 株式会社ドリーム・アーツ沖縄 取締役 2021年11月 芸夢YAMAMOTO株式会社設立 代表取締役社長（現任）	1,310,400株
【取締役候補者の選任理由】 山本孝昭氏は、1996年の当社創業以来、強力なリーダーシップを発揮し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてまいりました。その経験と見識を引き続き当社の経営に活かすため、取締役としての選任をお願いするものであります。			
2	まき やま きみ ひこ 牧山公彦 (1970年2月24日生)	1992年4月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社 2000年3月 当社入社 業務管理部長 2000年6月 当社取締役 業務管理部長 2007年8月 夢創情報（大連）有限公司 監事（現任） 2012年1月 株式会社ドリーム・アーツ沖縄 監査役 2016年1月 当社取締役 事業基盤開発本部長 2017年3月 株式会社ドリーム・アーツ沖縄 取締役 2021年11月 当社取締役 経営管理本部長（現任）	202,400株
【取締役候補者の選任理由】 牧山公彦氏は、2000年の当社入社以来、管理部門の責任者としてその役割を適切に果たし、取締役就任後は財務経理を中心に、幅広く経営全般に関わり、当社の持続的な成長に貢献してまいりました。その経験と見識を引き続き当社の経営に活かすため、取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	よし むら あつ し 吉村厚司 (1962年11月11日生)	<p>1987年4月 野村コンピューターシステム株式会社（現株式会社野村総合研究所）入社</p> <p>2004年4月 株式会社野村総合研究所 インターネット事業部長</p> <p>2004年12月 同社新プロジェクト推進室長</p> <p>2006年2月 当社入社 取締役営業統括本部長</p> <p>2008年10月 当社取締役 CT企画推進本部長</p> <p>2009年7月 夢創情報（大連）有限公司 董事</p> <p>2015年1月 当社取締役 ICO推進本部長</p> <p>2016年9月 当社取締役 広島R&Dセンター長</p> <p>2017年3月 当社K2サービス本部 広島拠点統括</p> <p>2017年9月 当社新規事業室長 広島拠点統括</p> <p>2018年1月 当社広島拠点統括 新規事業・パートナー戦略担当</p> <p>2021年1月 当社社長室長</p> <p>2022年3月 当社取締役 社長室長（現任）</p>	42,000株
<p>【取締役候補者の選任理由】</p> <p>吉村厚司氏は、2006年の当社入社以来、営業や開発及び広島拠点統括業務等に携わり、2021年からは社長室長として、情報管理体制の強化や人材開発等を推進、2022年の取締役就任後は、経営全般に関わり、当社の持続的な成長に貢献してまいりました。その経験と見識を引き続き当社の経営に活かすため、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
4	まえ かわ けん じ 前川賢治 (1965年3月16日生)	<p>1987年4月 株式会社アシスト入社</p> <p>1996年12月 当社取締役 製品開発部部长</p> <p>2006年4月 当社取締役 最高技術責任者</p> <p>2007年8月 夢創情報（大連）有限公司 董事（現任）</p> <p>2014年1月 当社取締役 企画開発部部长</p> <p>2017年4月 当社上席理事</p> <p>2018年3月 当社取締役 CWO（現任）</p> <p>2021年11月 芸夢前川株式会社設立 代表取締役社長（現任）</p>	464,800株
<p>【取締役候補者の選任理由】</p> <p>前川賢治氏は、1996年の当社創業以来、取締役としてITサービスの企画及び開発業務を主導するとともに、顧客との良好な関係性構築に向けて尽力し、当社の持続的な成長に貢献してまいりました。その経験と見識を引き続き当社の経営に活かすため、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	いし だ けん すけ 石田 健 亮 (1974年12月19日生)	2000年4月 当社入社 2006年4月 当社製品開発部 部長 2015年1月 当社最高技術責任者 2016年3月 株式会社ドリーム・アーツ沖縄 代表取締役社長 2016年3月 当社取締役 CTO 2025年5月 当社取締役 CTO/サービス&プロダクト開発本部 本部長(現任)	42,000株
【取締役候補者の選任理由】 石田健亮氏は、2000年の当社入社以来、ITサービスの企画・開発・運用業務を長く主導するとともに、最新の技術動向を調査し製品開発に反映させる活動にも尽力、取締役就任後は経営全般に関わり、当社の持続的な成長に貢献してまいりました。その経験と見識を引き続き当社の経営に活かすため、取締役としての選任をお願いするものであります。			
6	※ ます もと だい すけ 増本 大 介 (1978年7月8日生)	2004年9月 当社入社 2018年1月 当社営業本部長 2018年3月 当社執行役員 営業本部長 2019年1月 当社執行役員 カスタマーサクセス統括本部長 2021年1月 当社執行役員 協創パートナー推進本部長 2024年1月 当社執行役員 サービス&プロダクト開発本部長 2025年5月 当社執行役員 セールス統括本部長 2026年1月 当社執行役員 協創パートナー本部長(現任)	5,000株
【取締役候補者の選任理由】 増本大介氏は、2004年の当社入社以来、営業部門の最前線で活躍し、当社の顧客基盤拡大に大きく寄与してまいりました。また、開発本部長として開発部門を統括し、事業運営にも幅広く関与してまいりました。これらの経験と見識を当社の経営に活かすため、取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	※ ^{うま} 馬 ^{もと} 本 ^{たか} 高 ^し 志 (1991年1月17日生)	2014年4月 当社入社 2024年1月 当社マーケティング本部長 2024年3月 当社執行役員 マーケティング本部（現プロモーション&ブランディング本部）本部長（現任）	0株
【取締役候補者の選任理由】 馬本高志氏は、2014年の当社入社以来、プロモーション部門においてリーダーシップを発揮し、当社のブランド価値向上に貢献してまいりました。また、製販一体のマーケティング推進において深い知見を有し、当社事業の成長に重要な役割を果たしてまいりました。これらの経験と知見を当社の経営に活かすため、取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	えん じょう いきお 遠 藤 功 (1956年5月8日生)	1979年4月 三菱電機株式会社入社 1988年10月 ボストン・コンサルティング・グループ(現ボストン・コンサルティング・グループ合同会社)入社 1992年10月 アンダーセンコンサルティング(現アクセンチュア株式会社)入社 1996年10月 同社パートナー 1997年9月 日本ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社(現PwCコンサルティング合同会社)パートナー兼取締役 2000年5月 株式会社ローランド・ベルガー 代表取締役社長 2006年4月 早稲田大学大学院商学研究科教授 2006年4月 株式会社ローランド・ベルガー 会長 2007年8月 株式会社シナ・コーポレーション 代表取締役社長(現任) 2011年5月 株式会社良品計画 社外取締役 2013年3月 ヤマハ発動機株式会社 社外取締役 2014年6月 NKS Jホールディングス株式会社(現SOMPOホールディングス株式会社) 社外取締役(現任) 2014年6月 日新製鋼株式会社(現日本製鉄株式会社) 社外取締役 2015年3月 当社社外取締役(現任) 2016年5月 株式会社マザーハウス 社外取締役(現任) 2021年2月 株式会社ネクステージ 社外取締役(現任) 2021年4月 一般社団法人静岡県ラグビーフットボール協会理事(現任) 2022年10月 株式会社Epsilon Molecular Engineering社外取締役 2023年6月 TANAKAホールディングス株式会社(現株式会社田中貴金属グループ) 社外取締役(現任)	8,000株
<p>【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>遠藤功氏は、企業経営に関する豊富なコンサルティング経験を有しており、当該経験等を活かして当社への経営全般の監視と幅広い視野からの有効な助言を行っていただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	<small>かな やま あい こ</small> 金山 藍子 (1978年12月17日生)	2005年10月 弁護士登録 森・濱田松本法律事務所入所	3,000株
		2010年4月 国土交通省入省	
		2018年10月 Google合同会社入社	
		2019年1月 三浦法律事務所入所 パートナー (現任)	
		2020年12月 株式会社デジタルリフト 社外取締役 (現任)	
		2021年3月 株式会社フォスターネット 社外取締役	
		2021年6月 トランコム株式会社 社外取締役	
		2022年3月 当社社外取締役 (現任)	
		2023年3月 フォルクスワーゲングループジャパン株式会社 社外監査役 (現任)	
		2023年10月 アドバンス・レジデンス投資法人 監督役員 (現任)	
	2024年7月 学校法人北里研究所 常任監事 (現任)		
【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要】 金山藍子氏は、弁護士として法律に関する高い専門知識と豊富な経験を有しており、当該経験等を活かして当社への経営全般の監視と幅広い視野からの有効な助言を行っていただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数には、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社が所有する当社株式の数を含めております。
3. 遠藤功氏及び金山藍子氏は社外取締役候補者であります。
4. 金山藍子氏の戸籍上の氏名は、玉村藍子であります。
5. 当社と遠藤功氏及び金山藍子氏とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。両氏が原案どおり再任された場合には当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- なお、当社は当該保険契約を、任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
7. 遠藤功氏の社外取締役在任年数は、本総会終結の時をもって11年、金山藍子氏の社外取締役在任年数は本総会終結の時をもって4年であります。
8. 当社は、遠藤功氏及び金山藍子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
9. ※印は、新任の取締役候補者であります。

第2号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「固定報酬」のみとされていますが、本議案は、当社の取締役（下記のとおり、社外取締役を除きます。）を対象に、新たに信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案による報酬枠は、2005年6月21日開催の第9期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額400百万円以内。）とは別枠とします。また、本制度に基づく報酬は、本定時株主総会終結日の翌日から2029年3月の定時株主総会終結の日までの3年間（以下、「対象期間」といいます。ただし、下記2.（2）のとおり、対象期間を延長することがあります。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するものとします。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告の「IV 会社役員に関する事項 2 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数（2）取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針にかかる事項」に記載のとおりであり、本議案の承認可決を条件として、その内容を本議案後掲の【ご参考】に記載のとおり変更することについて、社外取締役を過半数とする任意の報酬委員会からの助言を踏まえ、2026年2月12日開催の取締役会において決議しております。

本議案の内容は、上記目的を達成するため、また、変更後の方針に沿った報酬を支給するために必要かつ合理的な内容となっているため、相当であると考えております。

なお、第1号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は7名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除きます。）
② 対象期間	本定時株主総会終結日の翌日から2029年3月の定時株主総会終結の日まで
③ ②の対象期間3年間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金90百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法

⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり60,000ポイント
⑥	ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金90百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、下記(3)③のとおり受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場(立会外取引を含みます。)から取得する方法により、取得します。

注：上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、合わせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を約5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金30百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します(以降も同様とします)。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり60,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けま

す。なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容

当社は、取締役の報酬について、中長期的な業績の向上及び企業価値の向上等に資する報酬体系とすることを基本方針としております。取締役の報酬総額については、株主総会で決議された範囲内において適正な水準を確保しており、個々の取締役の報酬額の決定にあたっては、代表取締役社長が各取締役に求められる職責及び能力等を総合的に勘案のうえ報酬案を作成し、取締役会の諮問機関として設置した任意の報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において審議・決定しております。

また、取締役が株主の皆様と利益及びリスクを共有し、中長期的な企業価値向上への貢献意識をより一層高めるため、当社では固定報酬に加え、当社株式価値との連動性を明確にした株式報酬を導入しております。

